

事業計画書
(令和4年度)

社会福祉法人 聖静学園

— 目 次 —

理念	1
施設の運営	1
事業の展開	1
事業計画骨子	2
重点項目	3
1. 法人本部	
（1）はじめに	4
（2）事業計画	
①新型コロナウイルス感染症対策の継続と強化	4
②コロナ禍における「ウィズコロナ」にシフトした 「新しい生活様式」の確立	5
③コロナ禍における経営の継続と安定化	5
④障害者支援施設石山センターの建替の実現に向けた 取り組みの見直し	5
⑤コロナ禍における法人運営の見直し	6
⑥法人組織の総務課の機能の強化と法人組織における 職務分掌の整理	6
⑦コロナ禍における「働きやすい職場」「働き続けられる職場」の 実現に向けた取り組みの継続	6
⑧人材の確保・育成・定着と専門性の向上に向けた取り組みの継続	7
⑨より良いサービスの提供に向けたサービスの質の向上に向けた 取り組みの継続	8
⑩災害における非常用自家発電設備の設置にともなう BCP（事業継続計画）の見直し	8
⑪感染症クラスター発生にともなう BCP（事業継続計画）の 整理と策定	9
⑫コロナ禍における会議や研修の在り方の見直し	9
2. 障害者支援施設 「石山センター」	
（1）はじめに	10
（2）事業	10

(3) 事業計画	
①新型コロナウイルス感染防止の徹底とウィズコロナにシフトした 新しい生活スタイルの確立	11
②コロナ禍における新しい家族との交流の在り方の継続	11
③サービスや支援の高齢化への更なるシフトと介護における 専門性の提供	12
④高齢化にともなう医療機関との連携の強化	12
⑤職員の専門性の向上	12
⑥さらなるサービスの質の向上に向けた取り組みの継続	13
⑦短期入所事業の休業の継続	13
⑧建替の実現に向けた法人との連携	13
3 生活介護事業所 「いしやま」	
(1) はじめに	15
(2) 事業	15
(3) 事業計画	
①新型コロナウイルス感染防止の徹底	16
②現サービスの継続と維持	16
③新しい活動スタイルにともなうサービスの確立	17
④職員の専門性の向上	18
⑤さらなるサービスの質の向上に向けた取り組みの継続	18
⑥コロナ禍における外部委託給食提供の継続	19
4. グループホーム 「るあーな」	
(1) はじめに	20
(2) 事業	20
(3) 事業計画	
①新型コロナウイルス感染防止の徹底	20
②利用者の健康管理の徹底と高齢化にともなう 健康課題への対応	21
③新しい生活スタイルにともなうサービスの提供	21
④安定的な支援体制の確保	21
⑤さらなるサービスの質の向上に向けた取り組みの継続	22
⑥生活介護事業所いしやまとの連携の維持と支援体制の強化	22
⑦コロナ禍における就労の維持と それにとともなう新たな課題への対応	22

5. 居宅介護事業所 「フルネス」	
(1) はじめに	23
(2) 事業	23
(3) 事業計画	
①年度当初の休止の継続	23
②事業継続を前提とした再開に向けた新しいサービス様式の準備	24
③休業中における代替サービスの提供への他部署との連携	24

令和4年度 社会福祉法人 聖静学園 事業計画

理念

社会福祉法人聖静学園は、初代理事長の故芝木マサの長きにわたる幼稚園における統合保育、障がい児療育の実践の延長線上にあります。開設当時、大人になった自閉症児の行く末を案じ、芝木マサが私財を投じ当施設が開設に至りました。芝木マサの「保育を受ける権利は統べての子供に対し平等である」という教育理念のもと、「統べての障がい児・者に平等に療育を」という設立の精神のもと、「一人ひとりの違いを受け入れ、認め合い、仲間と共に成長する」ことを目指してまいりました。

私たちはその理念を受け継ぎ、利用者一人ひとりの社会人としての尊厳の保持と発達を保障を基本として、利用者が仲間と共に地域で健康で豊かな生活を送れるように、また、安心して、安定して、安全に生活できるように、利用者主体のサービスの提供に努力します。そのためには、一人ひとりの障がいを個性として捉え、一人ひとりの障がいの特性を理解すると共に、一人ひとりの障がいに応じ、人権に配慮して、以下の施設を運営し事業を展開します。

施設の運営

- ①障害者支援施設 「石山センター」
施設入所支援・生活介護（定員 30 名／現員 30 名）
短期入所（定員 2 名）

事業の展開

- ①生活介護事業 生活介護事業所「いしやま」（定員 38 名／現員 42 名）
- ②共同生活援助事業 グループホーム「るあーな」（定員 7 名／現員 7 名）
- ③居宅介護事業 居宅介護事業所「フルネス」（利用者 32 名）
移動支援・行動援護

事業計画骨子

令和 3 年度も引き続き新型コロナウイルスの感染拡大により、法人は「感染症防止対策」と「新しい生活様式」への対応を求められ、感染リスクとの共存が「新常識」となりました。そこで、「感染症防止」と「事業継続」の両立のために、本法人において利用者や職員の安全と安心の確保が急務となっている状況にあります。本法人において令和 4 年度も引き続きこの対策に取り組んでいきます。

我々、福祉業界の仕事はテレワークのような対応が不可能な業種であり、一度感染が発覚すると事業休止という対応を取らざるを得なくなるため、国内における感染の流行が収束するまでの期間、新型コロナウイルスをめぐる状況を的確に把握し、国や地方自治体、他の事業者などと一丸となって感染症対策を進めていきます。

また、新型コロナウイルスの影響が福祉業界の経営にも影響を与えており、本法人においても令和 3 年度は居宅介護事業フルネスと短期入所事業において休止・休業を余儀なくされ、さらに、生活介護事業いしやまにおいて障害者支援施設石山センターの 2 度の新型コロナウイルスクラスターにともない、活動棟の一部を感染者の隔離静養場所として利用したため、2 度に渡り休業を余儀なくされ、新型コロナ関連支出とともに事業活動収支に大きな影響を与えています。今後の障害者支援施設石山センターの建替を念頭に置き、今まで以上に適切な運営を心掛け、これまで同様に経営を継続また安定させる必要があります。

今後はウィズコロナ（コロナウイルスが日常の中に存在しコロナウイルスと共存していくこと）を目指し、これからは感染予防一辺倒に考えるのではなく、利用者の施設での生活と天秤にかけ、職員間で施設における新しい生活様式の可能性が利用者の QOL や支援・サービス、社会参加などに与える影響について、利用者の立場から議論を重ね、利用者の生活の安定と回復を計画的に進めていくことが大切であると考えています。

障害福祉の現場は接触をしなければ出来ない仕事のため、新型コロナウイルスの感染リスクが高い「3密」の状況を避けるのが難しい状況にあり、同時に障害福祉施設での新型コロナウイルスのクラスターが発生しやすい状況では、利用者との濃厚接触する職員は常に感染リスクを抱えながら現場で働いています。さらに、継続して人手の確保が難しい状況下にあり、その上、新型コロナウイルスの影響で現場の職員への負担も大きくなっています。引き続きコロナ禍において「働きやすい職場」「働き続けられる職場」の実現に向けた取り組みを進めていきます。

令和 3 年度の建替の進捗状況が補助金の対象外や本施設における 2 度の感染症クラスターなどにより停滞状況にあります。令和 4 年度は建替の早期実現に

向け、改めて資金計画を見直し、それに応じた事業計画や建築設計を再検討し再作成していきます。

求人難の状況は継続して困難を極めています。このような状況下においても職員の質をしっかりと担保していかなければなりません。専門性を身に付けた、利用者の尊厳や人権、権利を尊重し配慮した支援ができる職員を育成していかなければなりません。

さらに、より良いサービスの提供に向けたサービスの質の向上に向けて、提供する側に加え、受け手である利用者やその家族の希望や意向、満足度、評価などをしっかりと受け止めることができる形を作り、謙虚な、丁寧な、迅速な対応に努め、これからのサービスに活かしていきます。

また、令和4年度は虐待防止委員会の設置が義務化されます。本法人はすでに設置していますが、さらに虐待防止のための研修や職場環境の改善などに取り組み、実効性のある組織また活動に取り組み、権利擁護や虐待防止に基づいたより良い支援の実現を目指していきます。

事業計画骨子を踏まえ、以下を令和4年度の取り組みの重点項目とします。

重点項目

- 1) 新型コロナウイルス感染症対策の継続と強化
- 2) コロナ禍における「ウィズコロナ」にシフトした「新しい生活様式」の確立
- 3) コロナ禍における経営の継続と安定化
- 4) コロナ禍における「働きやすい職場」「働き続けられる職場」の実現に向けた取り組みの継続
- 5) 障害者支援施設石山センターの建替の実現に向けた取り組みの見直し
- 6) 職員の求人・育成・定着と専門性の向上に向けた取り組みの継続
- 7) より良いサービスの提供に向けたサービスの質の向上に向けた取り組みの継続

1. 法人本部

(1) はじめに

コロナ禍において、社会福祉の実践現場は様々な課題に直面しています。福祉サービスの利用制限、地域活動の自粛、感染拡大の予防とサービス提供の両立を求められる福祉施設の運営など、この間、様々な事象が表面化し、現場において試行錯誤の取り組みがなされています。こうした取り組みは、新型コロナウイルスの感染拡大で生じた課題への対応としてだけではなく、これまで社会保障や社会福祉が抱えていた潜在的な課題、あるいは今後検討して行かなければならないテーマの重要性を示唆するものであると考えます。

コロナ禍で顕在化した社会福祉課題を確認し、コロナ禍のみならず、アフターコロナ（コロナが収束した後）に向けて、必要な対応について検討し社会福祉の近未来について展望しなければならないと考えます。

法人運営に関しては、コロナ禍において感染症対策の徹底と経営の継続・安定化が求められています。

また、社会福祉法人は地域の様々な社会資源と連携する、協創による支援機能を拡充し、関係団体等と連携・協働し、新たな支援を地域社会と共に作り出すことを考えなければなりません。

また、質の高いサービスの提供に向け、サービスの提供主体である職員の定着・専門性の向上に向けた育成とサポート体制の取り組みとサービスの受け手である利用者およびその家族に対して満足実していただける支援・サービスの向上に向けた取り組みとその提供が望まれています。

(2) 事業計画

①新型コロナウイルス感染症対策の継続と強化

令和3年度もコロナ禍において、本法人の感染症対策委員会が中心となり、利用者およびその家族や職員の安全・安心を最優先させ対策に取り組んできました。また、施設にウイルスを持ち込まないことを最大のミッションとして、手探りの中で様々な感染症予防対策を講じてきました。そのような中で本法人独自のガイドラインを定め取組んできました。また、市中の感染拡大状況に応じ、取組の再検討や再徹底を行ってきました。

しかし、このような中で令和3年度は障害者支援施設石山センターにおいて2度の新型コロナウイルスクラスターが発生しています。令和4年度はこの経験を活かし、これまでの感染症予防対策を見直し、一層の対策強化を講じていきます。

また、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、速やかに全ての利用者および職員が円滑かつ安心して3回目のワクチン接種を受けられる働きかけをおこない、接種の早期実現に向け取り組んでいきます。

②コロナ禍における「ウイズコロナ」にシフトした「新しい生活様式」の確立
利用者と職員が共に引き続き必要な感染対策を継続していく中、社会全体がそうであるように、感染予防一辺倒に考えるのではなく、考え方を「ウイズコロナ」にシフトした「新しい生活や活動スタイル」を模索し、施設の現況において「できること」「できないこと」を見極め、職員間で施設における新しい生活様式の可能性が利用者のQOLや支援・サービス、社会参加などに与える影響について、利用者の立場から議論を重ね、利用者の生活の安定と回復を計画的に進めていきます。

③コロナ禍における経営の継続と安定化

新型コロナウイルスの影響が福祉業界の経営にも影響を与えており、本法人においても令和3年度は居宅介護事業フルネスと短期入所事業において休止・休業を余儀なくされ、さらに、生活介護事業いしやまにおいては障害者支援施設石山センターの2度の新型コロナウイルスクラスターにともない、活動棟の一部を感染者の隔離静養場所として利用したため2度に渡り休業を余儀なくされ、途中より例外的支援を実施しましたが、新型コロナ関連支出とともに事業活動収支に大きな影響を与えました。

令和4年度は入所感染利用者の隔離静養場所と通所利用者の活動場所を同一建物などにおいて完全に分離し、通所事業をできるだけ止めないで継続していきたいと考えています。また、コロナ禍において短期入所に対しては時間外利用の実施。フルネスのサービスに対しては通所やグループホームにおける代替サービスの実施に取り組んでいきたいと考えています。

令和4年度は今後の障害者支援施設石山センターの建替を念頭に置き、これまで以上に経営の継続・安定に向け努力します。

④障害者支援施設石山センターの建替の実現に向けた取り組みの見直し

理事会などにおいて、障害者支援施設石山センターの老朽化などにもなう建替の必要性が議論され、令和元年より北海道建築設計監理（株）の加藤氏のアドバイスの元、補助金（障がい者地域生活サービス基盤整備事業の約1億円）を前提に、法人において、施設において、家族会において準備を進め、建替を目的とした土地購入もおこなってきました。

早期着工を目指し、令和3年度に令和4年度の障がい者地域生活サービス基盤整備事業の協議を札幌市に対して働きかけてきましたが、協議途中において突然、本施設の建替事業が新設・新規事業ではないため補助対象から外される

結果となっています。

現状において今後もこの補助金を期待することは難しく、当初はこの補助金を前提に考えており、万が一補助金にもれた場合は次年度へ先送りすることを考えていましたが、今後はこの補助金抜きで建築設計などの事業計画を見直すなければなりません。

改めて、令和4年度に他の補助金への働きかけなどをおこなう予定ですが不確定要素が強いため、まずは、令和4年度は補助金なしで資金計画を見直し、それに応じた事業計画や建築設計を再検討し再作成していきます。

また、コロナ禍におけるウッドショック（木材不足による木材価格の高騰）や原油価格の高騰にともなう様々な価格の値上げなどが生じている中、早期着工を念頭に置きつつ、適切な時期を見極めていきたいと考えます。

⑤ コロナ禍における法人運営の見直し

令和3年度もコロナ禍において市中感染拡大状況を踏まえ感染防止の観点から、多くの開催がやむを得ず対面による開催を見合わせ、定款の定めに基づき決議の省略を活用した実施に至っています。

令和4年度も市中の感染拡大状況を見極めた上で開催方法を判断することにし、重要案件について可能な限り対面開催を前提としますが、開催が難しい場合は決議の省略以外にもオンラインによる開催や参加などの実施も視野に入れていきたいと考えています。

⑥ 法人組織の総務課の機能の強化と法人組織における職務分掌の整理

長年の懸案事項であった総務課について、令和3年度より2名から1名増員し3名体制とし、同時に総務課における総務・庶務・法人事務局の機能を整理し、その分化と業務（責任）分担などを再構築し、通常業務の安定化と将来に渡る持続可能な組織作りを目指して取り組んでいます。

令和4年度はそれを一層進めるために、総務課長の佐藤の支援統括課長との兼務を外し、総務課長専任とします。

それに伴い、支援課における2課長の役割（責任）分担などを再構築すると同時に、コロナ禍においてイレギュラーな業務も多々発生していますが、法人組織において各部署や役職、担当者のおこなうべき標準化業務に対して、業務の役割（責任）の所在と範囲を改めて整理すると同時に、分担化を進める予定でいます。

⑦ コロナ禍における「働きやすい職場」「働き続けられる職場」の実現に向けた取り組みの継続

令和2年度はコロナ禍において職員が安全に安心して働きやすい職場、働き続けられる職場の実現に向けて取り組んできました。日頃から職員の健康管理

に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めてきました。また、PPE（個人防護具）の提供や法人のガイドラインに基づく体調不良時などにおける出勤停止の際の特別休暇扱い、該当者に対する法人負担による PCR 検査の実施、労災保険の上乗せとしての損害保険の見直しなどを実施してきました。

一方、職員の移動や外出については、その時々の中感染状況を見て制限や自粛などの協力を求め、特別な場合においては施設・事業所にウイルスを持ち込まない視点により、法人による PCR 検査の実施と陰性結果をもって出勤可の判断をしています。

また、令和 3 年度における障害者支援施設石山センターの 2 度の新型コロナウイルスクラスターにともない、各ゾーンにおけるリスクのある業務に職員が就いてくれたこと。職員の協力がなければ乗り越えることができなかったこと。またそれはそれぞれの家族の協力がなければ実現しなかったことなどに対する感謝の意味合いを込めて、資金収支状況を踏まえて予算の範囲内で、リスクの度合いに応じクラスター手当とクラスター休暇を支給しています。

令和 4 年度もコロナ禍においてこれらの対応を継続していきます。

また、令和 2 年度より手書きによるタイムカードを導入し、労働時間などの管理を実施しています。結果、法人全体に労働時間に対する個々の管理意識が根付くことができ、同時に、業務などにおける個々の時間管理も向上してきています。

令和 4 年度も現在の形を継続し、不適切になる可能性のある情報をしっかりと把握し、いつでもチェックできる仕組みと体制を維持していきます。

⑧人材の確保・育成・定着と専門性の向上に向けた取り組みの継続

求人難の状況は継続して困難を極めています。令和 3 年度は年明けより求人内容を見直しています。（紹介会社などによる紹介料が対象外の採用者に対し入職前に就職支度金として 10 万円支給と合わせて入職より正規職員採用）

このような中で新任職員の育成及び現任職員の専門性の向上に向けた体制作りとその取り組みが職員の定着に資することを考えるとますます重要になっています。

令和 4 年度も職員の早期離職防止のために、エルダー・メンター制度を継続し新任の段階からしっかりとサポートしていきます。また、入職後より定期的なフォローアップ研修やスーパーバイズを実施し、個々人のストレスの状況も含め多面的に状態を把握するとともに、それに対するサポートを徹底していきます。また、定期的な自己点検の実施とそれにとまなう責任者などによる個別面談やスーパーバイズを実施していきます。

年度末個別面談については、新型コロナウイルス感染防止の観点より、面談は実施せずに各評価シートの提出のみに留め、必要があれば所属課長を通して

個別に対応していましたが、令和 3 年度は年度末に集中させずに、令和 4 年度をまたぎ感染予防対策を徹底し従来の面談形式で実施する予定でいます。

このような取り組みを令和 4 年度も継続して実施していくことで、利用者の尊厳や人権、権利を尊重した、権利擁護や虐待防止に基づいたより良い支援の実現を目指していきます。

⑨より良いサービスの提供に向けたサービスの質の向上に向けた取り組みの継続

利用者はその人らしい生活を実現するためにニーズを満たすサービスの提供者を選べる時代となっています。一方、サービス提供者には利用者一人ひとりのニーズを満たすサービスの提供や福祉事業の経営が求められるとともに、利用者一人ひとりの豊かな生活を実現する質の高いサービスの提供が求められています。この実現のために、良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければならない、本法人で提供されているサービスに対する評価の実施とその継続的な取り組みをおこなうことにより、さらなるサービスの質の向上を目指すことが重要であります。

令和元年度より個別支援計画において作成過程（プロセス）や様式を見直し、令和 2 年度は各事業における個別支援計画に対する利用者およびその家族の満足度を把握する仕組みを取り入れ、個別支援計画に反映させることを開始し、令和 3 年度は生活介護事業所いしやまと居宅介護事業所フルネスにおいて、利用者及びその家族に対してサービス評価を実施し、結果に対して謙虚に受け止め、指摘に対する丁寧な説明と課題に対しては改善策を講じ、これからのサービスに活かしていく試みを始めています。

また、コロナ禍において利用者およびその家族の利用ニーズにも変化が見られてきています。このような中で令和 4 年度は感染症予防対策を優先しつつ、コロナ禍において利用者およびその家族の新しい利用ニーズに応える努力を続けます。

また、令和 4 年度は虐待防止委員会の設置が義務化されますが、本法人はすでに設置していますが、さらに虐待防止のための研修や職場環境の改善などに取り組み、実効性のある組織また活動に取り組んでいきます。

⑩災害における非常用自家発電設備の設置にともなう BCP（事業継続計画）の見直し

毎年、各地で自然災害が発生しており、非常災害時における対応について要配慮利用者である当該施設の利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化と徹底に引き続き努めなければなりません。令和 3 年度に国庫補助に係る札幌市における補助事業を活用して非常用自家発電設備を設置しています。

これにともない令和 4 年度は BCP（事業継続計画）を見直します。

⑪感染症クラスター発生にともなう BCP（事業継続計画）の整理と策定

令和 3 年度の 2 度の障害者支援施設石山センターの新型コロナウイルスクラスターにより、少しずつ新型コロナウイルスに対する我々の経験値が上がってきており、それが各職員に浸透してきています。

令和 4 年度はこのクラスターの経験より得た知見を整理し、今後の感染予防対策に活かすことと、万が一これからも発生した時に感染拡大を防ぎ、利用者の生活を保障し、少しでも短期間に収束を目指すための BCP（事業継続計画）の整理・策定に取り組みます。

⑫コロナ禍における会議や研修の在り方の見直し

コロナ禍において感染防止対策の観点より、集合しての会議や研修に制限が生じています。すでに外部の会議や研修などはオンラインによる実施が主となっています。本法人の会議については内容を見極め必要最低限の単位で集合により実施しています。また、令和 2 年度より内部研修についてはオンラインを使用して入所関係部署と地域課関係部署を分離して実施しています。

令和 4 年度は会議についてもオンラインの活用を視野に入れ、内部研修については法人全体研修と各部所単位の研修に分け、年間計画に基づき計画的に実施していきます。

2. 障害者支援施設 「石山センター」

(1) はじめに

障害者支援施設は、利用者の生活や社会参加を継続する上で欠かせないものであり、コロナ禍において十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスや支援を継続的に提供することが重要であります。引き続き、新型コロナウイルス感染防止の徹底に努め、利用者が安心して生活できるとともに職員が安心して働ける環境を整えることが重要であります。入所施設において一番大事なのは施設内に「ウイルスを持ち込まない」「拡げない」取り組みであります。同時に、コロナ禍における「新しい生活スタイル」にともなうサービスや支援の確立や家族との交流の在り方に引き続き取り組んでいきます。

このような中で、令和3年度は本施設において2度の新型コロナウイルスクラスターが発生しています。この経験を活かし、今までの感染防止対策を見直し、今後はより一層の感染防止対策を講じながら、利用者ならびに職員の安全と安心の確保に最善を尽くすことが求められています。今後は「ウィズコロナ」（新型コロナウイルスが日常の中に存在し新型コロナウイルスと共存していくこと）を目指し、これからは感染防止一辺倒に考えるのではなく、利用者の施設での生活と天秤にかけ、職員間で施設における「新しい生活様式」の可能性が利用者の「生活のQOL」や「サービスや支援」「社会参加」などに与える影響について、利用者の立場から議論を重ね、利用者の生活の安定と回復を進めていくことが大切であると考えます。

さらに、職員の専門性の向上をとおして、利用者に対する権利擁護と虐待防止を徹底していきます。また、各事業に対する利用者およびその家族の満足度の把握に努め、それをサービスに反映させサービスの質の向上につなげていきます。

(2) 事業

①入所支援

障害者支援施設 施設入所支援・生活介護「石山センター」

定員 30名／現員 30名 (R4.4.1 現在)

②在宅支援

短期入所事業 障害者支援施設「石山センター」

定員 2名 (R4.4.1 現在)

(3) 事業計画

①新型コロナウイルス感染防止の徹底とウィズコロナにシフトした新しい生活スタイルの確立

令和3年度は、2度の新型コロナウイルスクラスター発生を経験しています。この経験が布石となり有事の際の備えを検証できる機会となったと考えています。一度目の経験では、日々の感染防止対策と感染拡大防止対策についてのスキルが職員に浸透し、実践において身に付けることができた実感しています。また、有事の際のゾーニング方法なども構想できるようになりました。これにより職員の経験値が上がり、二度目の時は、スピーディーに体制を整え、対応することができました。

利用者と職員が共に引き続き必要な感染対策を継続していく中、社会全体がそうであるように、考え方を「ウィズコロナ」にシフトした「新しい生活スタイル」を模索し、施設の現況において「今できること」「今できないこと」を見極め、利用者の「生活のQOL」を維持し、新しい「サービスや支援」「社会参加」などを確立していきたいと考えています。中でも令和3年度は利用者が楽しみにしていた入所独自の行事がクラスター発生により中止となったことが多くありましたが、令和4年度はぜひ計画的に実施したいと考えています。

また、ワクチン接種は発症や重症化の予防効果が期待されており、特に本施設の高齢者をはじめとする全ての利用者に対して、職員も含め速やかに、円滑かつ安心してワクチン接種を受けられる働きかけをおこない、ワクチンの3回目の接種の実現に向け取り組んでいきます。

②コロナ禍における新しい家族との交流の在り方の継続

令和3年度はコロナ禍において利用者と家族は様々な制限の元での交流となりました。帰省（外泊・日帰り）や直接面会の中止、条件付きやオンラインによる面会の実施、条件付きの帰省の実施など、その時その時の市中感染拡大状況を見て交流方法を判断し実施してきました。

令和4年度も市中のコロナウイルスのまん延状況に応じ、利用者と家族が交流できる場として、帰省や面会の機会を継続して提供していきたいと考えています。ただし、帰省と直接面会の実施においては、施設内にウイルスを持ち込まれるルートを最小にする（利用者の命を守る）という考えに加えて、家族に高齢の方や疾患などを抱えている方が多く、施設内のウイルスを家庭に持ち込む危険もあるということをしっかり伝え、相互の命を守るという考えのもと、その時々で家族の協力を得ながら検討することが必要であると考えています。また、継続して支援課からの定期的なお手紙（近況の写真同封）による利用者の近況報告や責任者などによる家族との電話によるコミュニケーションにより、利用者の近況報告や家族の近況把握を実施していき、家族の関心事や心配

事などに寄り添い、対応していきたいと考えています。

令和4年度も様々な工夫をこらして家族との交流を継続して取り組んでいく予定であります。

③サービスや支援の高齢化への更なるシフトと介護における専門性の提供

利用者の対高齢化に向けて、日中の活動内容をこれまで長くおこなってきた作業活動中心から、健康活動や余暇的な活動へと数年かけてシフトしてきましたが、いよいよ介護予防的なレクリエーションなどの活動の枠もしっかりと区別して提供していかなければならないと考えます。そこには専門的な知識や技法も必要になると思いますので、介護福祉士の資格を活用できる場面を作っていきたいと考えています（食事、衛生、機能維持...）

令和4年度はサービスや支援の高齢化への更なるシフトと介護における専門性の提供を進めていきます。

④高齢化にともなう医療機関との連携の強化

高齢化にともなう老化問題として、加齢にともない新たな疾患管理や医療的ケアの課題、身体機能や精神機能の低下にともなう課題などが見られ始めており、特に医療面における課題が顕著になってきています。これからは予防とともに早期発見と対応に努めることが重要となっています。その際の障がいに対する医療機関の受け入れ状況や障がい特性による検査実施の困難さ、障がいに対する専門性を有する医者などの医療従事者の存在など医療面において多くの課題が生じています。

令和4年度も医療機関との連携のための働きかけを継続強化していきたいと考えています。

⑤職員の専門性の向上

支援員の福祉施設職員としての必要な素質を持ち合わせているか、ということは近年の求人状況から高望みできない（支援員の質を優先して選別できない）状況にあります。このような現状において、利用者の生活を只々運営していくことに終始されてしまっている傾向にあることは否定できませんが、利用者の人権を守り維持していくために権利擁護に関わる指導を継続していきます。それにより誤った知識や考え方を修正していき、利用者のためになる「働き方」をするための必要な手法を身に付け、更には互いに支援を確認し合えるようなチームを目指したいと思います。

令和4年度も職員の早期離職防止のために、新任の段階からしっかりとサポートしていきます。また、定期的な自己点検の実施と責任者などによる個別面談を通じたフォローアップやスーパーバイズを実施し、個々人のストレスの状況も含め、多面的かつ継続的に状態を把握するとともにそれに対するサポート

を徹底していきます。

また、権利擁護や虐待防止に関する内部研修会を令和4年度も継続して実施していくことで、個々の職員はもちろんのことチームとして、利用者の尊厳や人権、権利を尊重したより良い支援の実現を目指していきます。

⑥さらなるサービスの質の向上に向けた取り組みの継続

サービス面においては、利用者が安心して健康的に暮らしていけることが利用者本人また家族の最大の願いであると思います。その他、利用者個々にとっての「幸せ」「充足感」「家族の思い」を支援者側が真摯に受け止め、実現に近づけるよう努めていきたいと思っています。

個別支援計画の説明においては、利用者およびその家族の意向や意見を伺いながら、集団生活という制限がある中ではありますが、個別的に希望に沿った環境や支援を提供していきたいと思っています。また、計画作成にあたっては、利用者の生活を近くで支えている生活担当者がアセスメント作業をおこなっている状況にあり、それをもとに責任者を中心にチームで利用者の思いを共通認識として持ち、計画の内容そして実際のサービスに繋げていき、同時に自己実現に向けて支援していくことを目指します。

令和3年度に引き続き令和4年度もこれらを継続し、さらなるサービスの質の向上を目指していきたいと考えています。

⑦短期入所事業の休業の継続

令和3年度はコロナ禍において、現況に鑑み、本施設への新型コロナウイルス感染を防ぐため、短期入所サービスを休業しています。短期入所事業の利用者の多くが本生活介護事業所いしやまの利用者であり、引き続きご理解を得ています。

令和4年度もコロナ禍が続いていますので、本施設にウイルスを持ち込まないことを最優先し、新型コロナウイルス収束の見通しが立つまで、休業の延長は止むを得ないと考えます。

⑧建替の実現に向けた法人との連携

令和3年度の建替の進捗状況が補助金の対象外や本施設における2度の感染症クラスター等により停滞状況にあります。

令和4年度は早期の建替の実現に向け、より利用者が個々の暮らしやすさ（対高齢化、対障がい特性、対人関係、動線、ゆとり...）への配慮と支援者側からは利用者を安全に見守りまた支援しやすい環境（動線）、有事の際の環境の作りやすさ（感染症対策）、防犯管理、労働衛生などへの配慮を建築設計において取り入れていきたいと思っています。同時に、利用者の終の棲家として、利用者はもちろんその家族の安心も得られるような、風通しの良いそして明るい

雰囲気を目指していきたいと思います。このように現場の声や知見を設計段階においてハード面はもとよりソフト面において反映させていきたいと考えています。

3 生活介護事業所 「いしやま」

(1) はじめに

生活介護事業所いしやまの利用者の多くは、本法人の短期入所、居宅介護、共同生活援助などのサービスを組み合わせて利用しており、本法人地域支援課作成のサービス利用計画書に基づき、包括的にサービスをマネジメントし提供されています。特に、地域で生活している重度者に対しては非常に有効的な強みであり、当該事業所におけるサービスの充実とともに、今後もこれを最大限に活かしていきます。

コロナ禍において十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスを継続的に提供することが重要であります。引き続き、新型コロナウイルス感染防止の徹底に努め、利用者が安心して活動できるとともに職員が安心して働ける環境を整えていきます。生活介護事業所において一番大事なのは、事業所内に「ウイルスを持ち込まない」「拡げない」取り組みであります。同時に、コロナ禍における「新しい活動スタイル」にともなうサービスの確立に引き続き取り組んでいきます。

しかし、令和3年度は障害者支援施設石山センターの2度の新型コロナウイルスクラスターにともない、活動棟の一部を感染者の隔離静養場所として利用したため、2度に渡り休業（途中より例外的支援を実施しています）を余儀なくされました。令和4年度は通所事業をできるだけ止めないで継続していきたいと考えています。

また、コロナ禍において入所施設における短期入所の利用受け入れおよびフルネスのサービスを休止していますので、短期入所に対しては時間外利用の実施。フルネスのサービスに対しては通所やグループホームにおける代替サービスの実施に取り組んでいきます。

(2) 事業

生活介護事業 生活介護事業所「いしやま」

定員 38名／現員 42名（前年度比+1名）（R4.4.1現在）

(3) 事業計画

①新型コロナウイルス感染防止の徹底

令和4年度も令和3年度に引き続き、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い利用者を支援する事業所において、事業所の実状に応じた感染症対策を迅速かつ適切に講じることにより、利用者が安心して活動できるとともに職員が安心して働ける環境を整えていきます。

一番大事なものは、施設内に「ウイルスを持ち込まない」「拡げない」取り組みであります。本事業所の利用者の中には基礎疾患を抱える者も多く、常に見守りが必要でマスク着用や3密回避など感染防止が自身で取れない利用者に対する感染防止対策の難しさが浮き彫りになっています。このような利用者に対して利用者ばかりではなく、利用者と接触する職員に対しマスクやフェイスシールドの常時着用や食事時のエプロン着用、手洗い、アルコール消毒など感染経路を断つ対策を徹底していきます。

利用者に対しては感染の疑いについてより早期に把握できるよう、毎日の利用前の家庭での検温の実施や利用中における定時の検温の実施による体調の確認を徹底していきます。日頃から利用者の健康の状態や変化の有無などに留意することが重要であります。その際、障がい特性により、利用者が体調の変化を自発的に伝えることが難しい者に対しては、普段接している職員の気づきが非常に重要であることから、積極的に職員間の情報交換に努めていきます。加えて、生活環境に対する毎日の清掃や消毒、定期的な換気なども徹底しておこなっていきます。さらに、職員に対して職場はもとより職場外でも感染防止のための取組を各自が徹底していきます。

現有環境において飲食や歯磨き等の感染リスクが高い場面において、更なる環境の整備や支援方法などの感染予防対策を進めていきます。

また、令和4年度は家族に対して新型コロナウイルス関連の情報提供や相談支援などをしっかりと実施していきます。

②現サービスの継続と維持

令和2年度より長期休暇を廃止し年間の利用日を暦通り(12月29日～1月3日は休業日)に改めています。また、自宅までの送迎と月の支給量に応じた年間計画に基づく土曜日の開所を継続して実施しています。

令和3年度は障害者支援施設石山センターの2度の新型コロナウイルスクラスターにともない、活動棟の一部を感染者の隔離静養場所として利用した為、1度目は7月29日～8月23日の間休止、8月24日～9月15日の間例外的支援(この間において私たちが今できることとして、希望利用者に対し短時間ではあるが車両を使用したサービスの提供)を実施し、2度目は1月31日～2月6日の間休止、2月7日～2月13日の間例外的支援を実施しています。

昨今の感染状況を踏まえると、さらなる新株のウイルスの発生とそれにもなう感染拡大の波が考えられます。令和4年度は通所事業をできるだけ止めないで継続していきたいと考えていますが、感染者発生にもなうゾーニング(感染症対策を目的に感染者と非感染者をグループごとに区分けすること)を考えると、本法人の建物事情では感染者の隔離静養場所として通所で使用している旧活動棟の2階を利用せざるを得ない状況にあります。このような状況の中で、今後は通所を継続させる方法として、旧活動棟の2階を今まで通り感染者の隔離静養場所として利用し、残りの部分である旧活動棟の1階と新活動棟の1階と2階の全体を物理的に完全に分離して通所で利用したいと考えています。

感染防止対策として、感染者および感染者対応職員の隔離静養場所への出入口と通所への出入口を完全に分離し、さらにお互いの場所に移動可能なドアは全て閉鎖する予定でいます。このようにお互いが併用することは避け、使用場所を完全に分け、動線も完全に分け、通所の利用者が通所以外の方と接触することが生じない工夫をします。また、通所の職員が入所などの職員と支援現場を共通することなく専任とし、他の時間帯や場面においてもお互いの交流を避けることを徹底します。さらに、今まで通りどの職員もマスクとフェイスシールドの装着と手指の消毒などを徹底します。実際の利用についてこの間は普段昼食や活動などで使用している旧活動棟2階が使用できなく、新棟と旧棟の1階を使用することになるので、通常とは異なった環境や日課、体制になりますが、できる限り送迎の実施や昼食の提供を含めた通常の利用時間帯の維持に努めたいと考えています。

このように同じ建物の1階を通所、2階を感染者の隔離静養場所として使用することについては不安を感じる方がいるものと思いますが、今後のクラスター発生に対してできる限り通所事業を休業せずに継続していきたいと考えています。

また、コロナ禍において入所施設における短期入所の利用受け入れおよびフルネスのサービスを休止していますので、短期入所に対しては時間外利用の実施。フルネスのサービスに対しては通所やグループホームにおける代替サービスの実施に取り組んでいきます。

③新しい活動スタイルにもなうサービスの確立

コロナ禍において感染予防の観点より、令和3年度も利用者にとって様々な制限の元での活動となりました。利用者を守るため、利用において新しい活動様式の実践に取り組んできました。これはこれまで想定したことのない新たな活動の形が浸透するきっかけとなりました。新型コロナウイルスの影響により、事業所でそれまで実施していた行事を実施することが難しくなりました。また、活動において外出の機会も限られています。さらに、フルネスの休業にもない社会参加の機会も失われています。

このような状況下において、令和4年度も利用者一人ひとりの事業所での活動が少しでも充実するように、めりはりのある活動が送れるように工夫を凝らして、新たな活動や行事などの実施を計画的に取り組んでいきます。

④職員の専門性の向上

職員の育成および専門性の向上に向けた体制作りと取り組みが職員の定着に取って重要であると考えます。

令和4年度も職員の早期離職防止のために、エルダー・メンター制度を継続し、新任の段階からしっかりとサポートしていきます。また、定期的な自己点検の実施と責任者などによる個別面談をとおしてフォローアップやスーパーバイズを実施し、個々人のストレスの状況も含め、多面的に状態を把握するとともにそれに対するサポートを徹底していきます。

また、権利擁護や虐待防止に関する内部研修会を令和4年度も継続して実施していくことで、個々の職員はもちろんのことチームとして、利用者の尊厳や人権、権利を尊重したより良い支援の実現を目指していきます。

⑤さらなるサービスの質の向上に向けた取り組みの継続

利用者はその人らしい生活を実現するためにニーズを満たすサービスの提供者を選べる時代となっています。一方、サービス提供者には利用者一人ひとりのニーズを満たすサービスの提供や福祉事業の経営が求められるとともに、利用者一人ひとりの豊かな生活を実現する質の高いサービスの提供が求められています。この実現のために、良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければならない、本法人で提供されているサービスに対する評価の実施とその継続的な取り組みをおこなうことにより、さらなるサービスの向上を目指すことが重要であります。

個別支援計画の質の向上を求め、令和元年度より個別支援計画の作成過程（プロセス）や様式を見直してきました。令和2年度は個別支援計画評価において利用者およびその家族の満足度を把握し、次の計画に活かしていく仕組みを取り入れることを開始しています。令和3年度は利用者およびその家族に対してサービス評価を実施し、結果に対して謙虚に受け止め、指摘に対する丁寧な説明と課題に対しては改善策を講じ、これからのサービスに活かしていく試みを始めています。

令和4年度もこれらを継続し、今までの取り組みに更なる実効性を持たせていく形を創り、さらなるサービスの質の向上を目指していきます。

⑥コロナ禍における外部委託給食提供の継続

令和2年度より質の高い昼食の提供を目指し、全ての利用者に対してより家庭的で栄養バランスに配慮した、心のこもった、適温での食事を施設直営の給食で提供することを予定していましたが、コロナ禍において入所利用者と通所利用者の完全分離ならびに入所職員と通所職員の完全分離を実施する中、昼食について給食調理職員は入所と通所の昼食の提供を兼務することとなるため実現を見合わせ、感染症防止の観点より外部委託給食を継続しています。

令和4年度も新型コロナウイルス収束の見通しが立つまで、外部委託給食の継続は止むを得ないと考えています。

4. グループホーム 「るあーな」

(1) はじめに

グループホームは利用者が地域生活を継続する上で生活の場また活動の場、社会参加の場として欠かせないものであります。健康で豊かな生活（人生）を送れるように、また、安心して、安定して、安全に生活できるように、利用者主体のサービスの提供に努めます。

また、本体施設や各事業所と近い距離に位置し、いつでも必要な支援をタイムリーに提供し利用することができ、利用者及びその家族の安心につながっており、今後もこの利点を最大限に活かしていきます。

コロナ禍において十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスを継続的に提供することが重要であります。引き続き新型コロナウイルス感染防止の徹底に努め、利用者が安心して生活できるとともに職員が安心して働ける環境を整えることが重要であります。ホームにおいて一番大事なのはホーム内に「ウイルスを持ち込まない」「拡げない」取り組みであります。同時に、コロナ禍における「新しい生活スタイル」にともなうサービスの確立や新しい家族との交流の在り方に引き続き取り組んでいきます。

(2) 事業

共同生活援助事業 グループホーム「るあーな」
定員 7 名／現員 7 名 (R4.4.1 現在)

(3) 事業計画

①新型コロナウイルス感染防止の徹底

令和 4 年度も令和 3 年度に引き続き、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い利用者において、実状に応じた感染症対策を迅速かつ適切に講じることにより、利用者が安心して生活できるとともに職員が安心して働ける環境を整えていきます。一番大事なのはホーム内に「ウイルスを持ち込まない」「拡げない」取り組みになります。

利用者の中には高齢者や基礎疾患を抱える者も多く、常に見守りが必要でマスク着用や 3 密回避など感染症対策が自身で取れない利用者に対する感染対策

の難しさが浮き彫りになっています。このような利用者に対して、利用者ばかりでなく利用者と接触する職員はマスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により感染経路を断つ対策を徹底することが重要であります。利用者に対しては感染の疑いについてより早期に把握できるよう毎日の検温の実施や体調の確認をおこなうことにより、日頃から利用者の健康の状態や変化などに留意していきます。その際に障がい特性により利用者が体調の変化を自発的に伝えることが難しい方に対しては、普段接している職員の気づきが非常に重要であることから、積極的に職員間の情報交換に努めていきます。加えて、生活環境に対する毎日の清掃や消毒、定期的な換気等も徹底していきます。

また、確実な新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種の実施とともに、令和4年度も新型コロナウイルス感染防止対策を本法人の他事業所としっかり連携しながら実施してまいります。

②利用者の健康管理の徹底と高齢化にともなう健康課題への対応

今後も定期的な体重測定や健康診断、インフルエンザ予防接種などの実施に加えて、個々のニーズに応じたバイタル測定などの実施を令和4年度も継続しておこなってまいります。

また、家族はもとより本体施設の看護師との連携のもと、医療的な相談や必要に応じた通院などの対応を令和4年度も継続して実施してまいります。

その中において、一部利用者的高齢化にともなう老化問題として、新たな疾患管理や医療的ケアの課題の発生、身体機能や精神機能の低下などが見られ始めており、予防とともに早期発見・対応に努めてまいります。

③新しい生活スタイルにともなうサービスの提供

コロナ禍において感染予防の観点より、令和3年度も利用者にとって様々な制限の元での生活となりました。利用者を守るため利用者の日常生活においてご自身の生活に合った「新しい生活様式」の実践に取り組んできました。これはこれまで想定したことのない新たな日常の形が浸透するきっかけとなりました。新型コロナウイルスの影響によりそれまで実施していた行事を実施することが難しくなりました。また、フルネスの休業にともない外出などの社会参加の機会も必要最低限に限られています。

令和4年度も利用者一人ひとりの施設での暮らしが少しでも豊かなものになるようにまた計画的に取り組んでまいります。

④安定的な支援体制の確保

令和3年度もパート世話人の確保ができず、常勤世話人1名の体制が慢性化しています。特に不在時の食事に関して、当日の支援スタッフに加え生活介護

事業所職員の協力を得ています。また、本体施設の利用を実施していましたが、新型コロナウイルス感染防止の観点より様々な支障が生じています。

安定的な支援体制の維持のために、令和4年度は世話人の確保またはそれに代わる支援体制の構築に努めます。

⑤さらなるサービスの質の向上に向けた取り組みの継続

令和3年度も個別支援計画に対する利用者およびその家族の満足度を把握する仕組みを取り入れ、個別支援計画に反映させています。

また、令和4年度は利用者およびその家族に対してサービス評価を実施し、その結果を真摯に受け止め、さらなるサービスの向上を目指していきたくと考えています。

特に医療面や栄養面に関する課題があるケースについては、本体施設の看護師や栄養士が個別支援計画の策定また策定会議において加わる形で連携を取っていきます。

一方、居住系サービスであるグループホームるあーなにおいて、利用者の尊厳や人権、権利を尊重し配慮した支援が適切に提供されているかどうかを目を向けなければなりません。権利擁護や虐待防止に基づいたより良い支援の実現を目指し、具体的な取り組みをおこないます。

⑥生活介護事業所いしやまとの連携の維持と支援体制の強化

生活支援職員および夜間支援職員（宿直）を生活介護事業所いしやまの職員が兼務することで、利用者の共通の理解に基づきまた専門性を持って統一そして継続したサービスを提供することができており、令和4年度もこの有効性を継続していきます。

また、令和4年度は生活介護事業所いしやまのホーム担当職員に対する業務内容などを改めて整理し、より明確にすると同時に業務時間などをしっかりと保障していくことで支援体制の強化を目指します。

⑦コロナ禍における就労の維持とそれにともなう新たな課題への対応

令和3年度は対象利用者2名の内1名がコロナ禍により休業を余儀なくされ、再雇用の目途が立っていません。日中活動の場の補填として当人の希望により本法人生活介護事業所いしやまの利用を継続しています。

令和4年度もコロナ禍において就労継続の維持や再就職が難しいケースが生じることが予測され、その際には新たな日中活動場所の確保や新たなニーズや課題に対して対応していきます。

5. 居宅介護事業所 「フルネス」

(1) はじめに

現在、障害福祉サービスの行動援護と地域生活支援事業の移動支援を主に提供しています。利用者の多くは本法人の利用者（生活介護事業所いしやま・グループホームるあーな）であります。

しかし、令和3年度は4.1から5.31の期間は制限付きで実施しましたが、第4波にともなう3回目の緊急事態宣言及び変異株の発生、ワクチン接種の遅滞等を踏まえ6.1から6.14の期間自主休業し、6.15から3.31の期間は休止となっています。

今後の新型コロナウイルスの動向が読めない状況下において、フルネスの事業継続の可否の判断が求められ、令和3年度に今後の利用者およびその家族のニーズを見極めるためのアンケート調査を実施しています。その結果、地域生活を維持し社会参加の上でも利用者およびその家族にとって貴重なサービスであり、高い期待があることが改めて認識されました。

しかし、高いニーズは認められるものの、コロナ禍において令和3年度のサービスの需要を見ても利用を控える方が多く、総合的に見て事業として安定した運営は困難であると判断し、令和4年度においても年度当初は休業を継続していく予定でいます。

今後は事業継続を前提に、ウィズコロナ（コロナウイルスが日常の中に存在しコロナウイルスと共存していくこと）にシフトし、来る再開に向けて準備していきたいと考えています。

(2) 事業

居宅介護事業 居宅介護事業所「フルネス」

利用者 32名（前年比±0名）（R4.4.1現在）

障害福祉サービス 行動援護 利用者 22名（前年度比±0名）

地域生活支援事業 移動支援 利用者 10名（前年度比±0名）

(3) 事業計画

①年度当初の休止の継続

年明けからのオミクロン株の発生にともなう第6波の現状と今後の更なる変異株の発生にともなう感染状況の可能性を否定できず、提供サービス（行動援

護・移動支援)の特徴を考えると、利用される方ならびにサービスを提供する方の安全を保障することは難しいと判断しています。

同時に、サービスの提供また利用ニーズも市中感染状況に左右され、年間を通し安定的なサービスの維持と稼働は困難であり、専任スタッフの人件費コストなどにとまなう事業における採算性を考えても現状での再開は難しいと判断しています。

令和4年度においては年度当初は休止を継続していきます。

②事業継続を前提とした再開に向けた新しいサービス様式の準備

令和4年度は再開の目途が付かない中、来る再開に向け、ウィズコロナにシフトし、しっかりと感染対策とサービス内容や形態を整理し、新しいサービス様式を準備していきます。

③休業中における代替サービスの提供への他部署との連携

コロナ禍が長期化する中、利用者のストレスやその家族の介護疲れなどがますます顕著となって現れてきています。

令和4年度は改めて現状における個々のニーズや課題の把握に努め、生活介護事業所いしやまおよびグループホームるあーなにおいて代替サービスの提供を各部署と連携していきます。